

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月15日

経理責任者
独立行政法人 地域医療機能推進機構
星ヶ丘医療センター
院長 松 本 昌 泰

1. 競争に付する事項

- (1) 件名
入院医事業務派遣契約
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間
平成30年5月1日から平成31年3月31日（11ヶ月）
- (4) 履行場所
大阪府枚方市星丘4丁目8番1号
独立行政法人 地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター
- (5) 入札方法
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額（総額）を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、A、B、C又はD等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。
- (5) 履行期間の開始日までに遅滞なく業務の体制を整備できる者であること。
- (6) 派遣先の責に帰する場合を除く故意または過失により派遣先または第三者に損害を

与えた場合、派遣元はその賠償責任を負うものとし、その賠償責任能力を証するため総合的賠償保険に加入していること。

- (7) 派遣スタッフは、業務を遂行するために必要とされる知識、能力又は経験水準として1年以上のOA機器（Windows）の操作経験を有し、派遣労働を遂行するのに必要な各種知識及び経験を有していること。

3. 契約条項を示す場所

〒573-8511 大阪府枚方市星丘4丁目8番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター 経理課契約係
電話：072-840-2641 FAX：072-840-2266

4. 競争入札執行等の日時及び場所

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。なお、名刺を持参すること。
- (2) 競争参加資格確認書類ならびに入札書提出期限
平成30年1月30日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで必着にて上記3に持参すること。（作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできない。また、提出された書類は返却されない。）
※郵送による提出は受理しない。また、FAX・Eメールによる入札は不可。
- (3) 開札日時及び場所
平成30年2月1日（木）15時30分 本館2階 新会議室A

5. その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、2の証明となる競争参加資格確認書類を上記4（2）の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。